

## 【業務管理体制（法令等遵守）の考え方（方針）】

法人名：Himawari 国際株式会社

### 1. 本指針作成の要旨

当法人は、児童福祉法及び関係法令等を遵守し、放課後等デイサービス及び児童発達支援事業を適正かつ安定的に運営することを基本方針としています。  
法令遵守は法人運営の根幹であり、児童・保護者・地域社会から信頼される事業所であるために、次の体制・考え方にに基づき業務管理を行います。

### 2. 法令等遵守の基本姿勢

すべての役職員が児童福祉法、障害者総合支援法、個人情報保護法、労働関係法令、ガイドライン等を正しく理解し、誠実かつ倫理的に行動することを徹底します。

また、行政通知や法改正に基づく最新情報を速やかに共有し、常に基準に則した運営を行います。

### 3. 業務管理体制の明確化

代表取締役が法人全体の業務管理責任者として法令遵守を統括し、各事業所に管理者を置き、現場運営の適正化に努めます。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が個別支援計画の策定・実施・評価を担い、管理者と連携しながら日々の運営及び記録管理を行います。

また、感染症対策委員会、身体拘束適正化委員会、虐待防止委員会、BCP（業務継続計画）研修等を定期的に開催し、継続的に体制の見直しと改善を図ります。

### 4. 内部点検と改善の仕組み

年1回以上、自己点検及び第三者評価等を通じて事業所運営の適正性を確認し、法令・指導基準への適合状況を検証します。不備や課題が認められた場合は速やかに是正計画を策定し、改善結果を職員全体に周知徹底します。

また、各種委員会の議事録・報告内容をもとに、リスクマネジメント及び業務改善を継続的に実施します。

### 5. 職員研修と意識向上

法令遵守及び倫理観の向上を目的として、全職員を対象に定期研修を実施します。

虐待防止、身体拘束の適正化、安全衛生、感染症対策、個人情報保護、緊急時対応など、運営に関わるテーマを体系的に実施し、理解度の確認・振り返りを行います。

研修記録は法人内で一元的に管理し、職員の法令遵守意識の定着を図ります。

## 6. 通報・相談体制の整備

職員・保護者・関係機関等からの不正行為、虐待、ハラスメント等に関する通報・相談が適正に行えるよう、法人内に相談窓口を設けます。

通報者の立場を保護し、内容に応じて速やかに調査・報告・是正を行い、再発防止策を講じます。

## 7. 地域及び関係機関との連携

学校、医療機関、行政、関係支援機関等との情報共有を積極的に行い、児童支援の質向上と法令遵守に資する連携体制を構築します。

また、地域福祉の一員として社会的責任を果たし、信頼される法人運営に努めます。

## 8. 継続的な改善への取組

業務管理体制の運用状況を定期的に見直し、必要に応じて組織体制・手順を改訂します。

すべての職員が「法令遵守の重要性」を理解し、日常の業務において自律的に判断・行動できる職場風土を形成します。

附則

本指針は、令和7年1月1日より施行する。